

うべ産農水産物プロモーション業務委託仕様書

1 目的

本市では、生産から流通・販売までの視点を取り入れ、関係者が一丸となって取り組むための「宇部市農林水産業振興計画」を策定し、次世代への継承のため強くて稼げる持続可能な農林水産業への転換を目指している。

そこで、多様なステークホルダーとのパートナーシップを深める官民連携の場として、「うべ産水産物官民連携プラットフォーム」を設置し、うべ産水産物のプロモーションを実施しているところである。また、農業分野では、うべ産農産物の認知度向上と消費拡大を目指し、ブランド化による付加価値向上や地産地消の推進、食育を通じた地元農産物への関心の向上などに取り組んでいるところである。

本業務は、うべ産農水産物の新たな魅力を発信することで、より一層の消費拡大につなげていくことを目的とする。

2 業務の名称

うべ産農水産物プロモーション業務委託

3 委託期間

契約締結日から令和9年3月31日まで

4 業務内容

(1) 山口デスティネーションキャンペーン連携イベントの企画提案及び運営支援

下記内容を踏まえ、キャンペーン期間中に行う、うべ産農水産物の認知度向上と消費拡大、飲食店の売上増につながるような連携イベントの企画提案及び運営支援をすること。

ア 名称	ぶちうま！海鮮と和牛の饗宴2026
イ 参加店舗	宇部市内の飲食店（35店舗想定）
ウ ターゲット	山口県内宿泊者、山口県民
エ 対象	うべ産水産物と宇部牛
オ 開催期間	令和8年11月1日（日）から11月30日（月）まで【30日間】
カ 概要	参加店舗において、うべ産水産物または宇部牛を使用したメニュー（おすすめの料理）を提供するとともに、対象メニューを注文して応募すると、抽選で山口県の特産品が当たるプレゼントキャンペーンを実施
キ 賞品	山口県の特産品（総額200,000円分）
ク 販促資材	
① バナー（防炎加工）	35枚
② ポスター（A2判・片面・マットコート）	200枚
③ リーフレット（両面三つ折りA4仕上げ627*297・マットコート）	15,000枚

- ④ POP（データ） 35店舗分
- ⑤ 応募券 15,000枚
- ⑥ 応募フォーム一式
- ⑦ 専用ウェブサイト一式

ケ その他

- ① 参加店舗は、宇部市公式ウェブサイトで公募する。その際には、本市と飲食店との交渉を受託者が支援すること。
- ② リーフレット等の掲載写真（料理、賞品等）は、必要に応じて受託者が撮影すること。
- ③ 契約金額には、広告費（SNSとのタイアップ）として100,000円を含めること。
- ④ 連携イベントの詳細は、本市と受託者とが協議の上決定する。

(2) うべ産レンチョウを使用したグルメイベントの企画提案及び運営支援

下記内容を踏まえ、うべ産水産物の認知度向上と消費拡大、飲食店等の売上増につながるようなグルメイベントの企画提案及び運営支援をすること。

- ア 名称 第4回レンチョウまつり
- イ 参加店舗 宇部市内の飲食店等（27店舗想定）
- ウ ターゲット 宇部市内宿泊者、宇部市民
- エ 対象魚種 うべ産レンチョウ
- オ 開催期間 令和9年1月15日（金）から2月28日（日）まで【45日間】
- カ 概要 参加店舗において、うべ産レンチョウを使用したメニューを提供するとともに、対象メニューを注文して応募すると、抽選で宇部の特産品が当たるプレゼントキャンペーンを実施
- キ 賞品 宇部の特産品（総額200,000円分）

ク 販促資材

- ① バナー（防炎加工） 27枚
- ② ポスター（A2判・片面・マットコート） 100枚
- ③ リーフレット（A3判・両面二つ折り・マットコート） 7,000枚
- ④ POP（データ） 27店舗分
- ⑤ 応募券 7,000枚
- ⑥ 応募フォーム一式
- ⑦ 専用ウェブサイト一式（更新）

ケ その他

- ① 参加店舗は、宇部市公式ウェブサイトで公募する。その際には、本市と飲食店等との交渉を受託者が支援すること。
- ② リーフレット等の掲載写真（料理、賞品等）は、必要に応じて受託者が撮影すること。
- ③ 契約金額には、広告費（SNSとのタイアップ）として100,000円を含めること。
- ④ グルメイベントの詳細は、本市と受託者とが協議の上決定する。

(3) うべ産水産物を使用した子育て世代をターゲットにした新たな取組の企画提案及び運営

子育て世代へのうべ産水産物の認知度向上又は魚食普及を目的としたイベント・料理教室等の企画提案及び運営をすること。

例) 単独イベントの開催や大型イベントへの出店、料理教室など

ア 予算 500,000円程度

イ 場所 任意

ウ ターゲット 20代から40代の子育て世代

エ 対象魚種 うべ産水産物

オ 開催期間 任意、複数回可。ただし、(1)、(2)のイベント開催期間を考慮すること。

カ その他

- ① 参加者又は参加店舗の募集から販促資材の作成、広告、実際の運営など、すべて受託者で行うこと。
- ② 企画提案書に、詳細な内訳（物品費、販促資材費、広告費等）を記載すること。
- ③ 企画内容及び実施予算については、本市と事前に調整すること。

5 成果物

- (1) 業務完了報告書（紙媒体）
- (2) 販促資材一式
- (3) プレゼントキャンペーンの応募者リスト（Excelファイル）
- (4) 制作に当たり使用した写真、画像、イラスト等のデータ（JPEGファイル）
- (5) その他業務において制作したもの
- (6) 本市が必要と認めたもの

6 成果物の著作権等

- (1) 受託者は、成果物が著作権法（昭和45年法律第48号）第2条第1項第1号に規定する著作物（以下「著作物」という。）に該当する場合には、当該著作権に係る受託者の著作権（著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む。）を当該著作物の引渡し時に本市に無償で譲渡するものとする。
- (2) 受託者は、本市及び本市が指定する第三者に対し、当該著作権に関する著作者人格権（公表権、氏名表示権、同一性保持権）を行使しないものとする。
- (3) 著作権等で疑義が生じた場合は、本市と受託者とが協議の上決定する。

7 留意事項

- (1) 本仕様書については業務の概要を示したものであり、詳細については本市と受託候補者との協議の上、必要な加除・修正をして確定するものとする。
- (2) 業務の実施に当たっては、関係法令等を遵守すること。
- (3) 本市と受託者との協議は、必要に応じて対面で行うこと。
- (4) 飲食店等の関係者との連絡・調整は、原則として受託者が行うこと。
- (5) 業務の履行に当たり必要な権利処理は、受託者の責任と費用負担において行うこと。

- (6) 受託者は、業務の全部又は大部分を一括して第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。
- (7) 受託者は、業務の実施に当たって知り得た秘密を他に漏らし、又は業務以外の目的に使用してはならない。委託期間が終了し、又は契約が解除された後においても同様とする。
- (8) 本仕様書に定める事項について疑義が生じたとき又は本仕様書に定めのない事項で必要があるときは、本市と受託者 とが協議して定めるものとする。